（検査及び試験の記録）

第十六条の三　第七条第一項、第八条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第三項、第十五条並びに第十六条第一項の規定により検査又は試験を行ったときは、その年月日及び成績を記録しておかなければならない。

2　前項の記録は、三年間（三年を超える検査の周期を定めて行う検査の記録にあつては、当該検査の後最初に行う検査を終えるまでの間）保存しなければならない。

第二十九条中「第七条、第八条、第十一条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び」を削り、「よつて」を「より」に、「施行した」を「行つた」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第七条、第八条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条関係）

検査の周期	時期
一年以上	検査基準日の前後四十五日以内
六月以上一年未満	検査基準日の前後三十日以内
六月未満	検査基準日の前後十四日以内

備考　この表において「検査基準日」とは、検査の周期の初日をいう。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行後最初に行う次の表の上欄に掲げる新軌道運転規則（第一条の規定による改正後の軌道運転規則をいう。）の規定による検査は、この省令の施行前最後に同表の中欄に掲げる旧軌道運転規則（同条の規定による改正前の軌道運転規則をいう。）の規定による検査を行った日からそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以内に行うものとする。

第十二条第一項	第十二条	一年
第十三条第一項	第十三条	二年
第十七条第一項	第十七条第一項	一年
第十七条第二項	第十七条第二項	二年
第十九条第二項	第十九条第二項	一年
第二十条第二項において準用する第十九条第二項	第二十条第二項において準用する第十九条第二項	一年
第二十二条第一項	第二十二条第一項	一年

3　この省令の施行後最初に行う次の表の上欄に掲げる新無軌条電車運転規則（第二条の規定による改正後の無軌条電車運転規則をいう。）の規定による検査は、この省令の施行前最後に同表の中欄に掲げる旧無軌条電車運転規則（同条の規定による改正前の無軌条電車運転規則をいう。）の規定による検査を行った日からそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以内に行うものとする。

第七条第一項	第七条	一年
第八条第一項	第八条	二年
第十一条第一項	第十一条第一項	一年
第十一条第二項	第十一条第二項	二年
第十三条第一項	第十三条	一年
第十四条第一項	第十四条	一年
第十六条第一項	第十六条	一年

○国土交通省令第九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第二項及び第十九条の五十四の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十七の六の八を第十二条の十七の六の九とし、第十二条の十七の六の七を第十二条の十七の六の八とし、第十二条の十七の六の六中「第十二条の十七の六の三第一項」を「第十二条の十七の六の四第一項」に改め、同条を第十二条の十七の六の七とし、第十二条の十七の六の五中「第十二条の十七の六の三第一項」を「第十二条の十七の六の四第一項」に改め、同条を第十二条の十七の六の六とし、第十二条の十七の六の四を第十二条の十七の六の五とし、第十二条の十七の六の三を第十二条の十七の六の四とし、第十二条の十七の六の二を第十二条の十七の六の三とし、第十二条の十七の六の次に次の一条を加える。

（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法）

第十二条の十七の六の二　法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定めるところにより使用するときとは、技術基準省令第四十三条の二第二項の手引書に従つて使用するときとする。

第一号の十三様式中「第12条の17の６の２関係」を「第12条の17の６の３関係」に、「第12条の17の６の２第１項」を「第12条の17の６の３第１項」に改める。

第一号の十四様式中「第12条の17の６の３関係」を「第12条の17の６の４関係」に、「第12条の17の６の３第１項」を「第12条の17の６の４第１項」に改める。

第一号の十五様式中「第12条の17の６の５関係」を「第12条の17の６の６関係」に、「第12条の17の６の５第１項」を「第12条の17の６の６第１項」に改める。